

○四国地方整備局告示第72号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、次のとおり告示する。

平成十九年八月二十四日

四国地方整備局長 北橋 建治

第1 起業者の名称 愛媛県

第2 事業の種類 主要地方道広見三間宇和島線道路改築工事（愛媛県宇和島市三間町迫目地内から三間町務田地内まで）

第3 起業地

1 収用の部分 愛媛県宇和島市三間町迫目及び三間町務田地内

2 使用の部分 愛媛県宇和島市三間町迫目及び三間町務田地内

第4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1 法第20条第1号の要件への適合性

申請に係る事業は、愛媛県宇和島市三間町迫目地内から同市三間町務田地内までの764mの区間（以下「本件区間」という。）に施行する県道広見三間宇和島線道路改築工事（以下「本件事業」という。）である。本件事業は、道路法（昭和27年法律第180号）第3条第3号に掲げる都道府県道に関する工事であり、法第3条第1号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

2 法第20条第2号の要件への適合性

県道広見三間宇和島線（以下「本路線」という。）

は、道路法第7条の規定により愛媛県知事が県道に認定した路線であり、本件事業の起業者である愛媛県は、同法第15条の規定により本路線の道路管理者であることから、本件事業を施行する権能を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

3 法第20条第3号の要件への適合性

(1) 得られる公共の利益

本路線は、愛媛県北宇和郡鬼北町大字永野市地内の一般国道320号との接続点を起点とし、宇和島市三間町迫目地内の県道伊予宮ノ下停車場務田線及び同町務田地内の県道宇和三間線との接続点を經由して、宇和島市伊吹町地内の一般国道56号との接続点を終点とする延長15.4kmの補助幹線道路である。

本路線は、主要幹線道路である一般国道56号を補完するルートとして、また旧三間町内と旧宇和島市及び鬼北町を結ぶルートとして利用されており、第1次緊急輸送道路として指定されているほか、平成20年代前半に供用を目指している四国横断自動車道三間インターチェンジから鬼北町、松野町等へのアクセス道路としての役割も期待されているなど、地域住民の生活道路、産業道路として重要な役割を果たしている。しかしながら、本件区間に対応する現道は、車道幅員が狭小で、近年の自動車交通の増加や車両の大型化に対応できず、安全で円滑な交通が阻害されている。また、歩道が設置されていない混合交通であり歩行者等の安全が脅かされている。さらに右折車線が設置されていない交差点があり、直進交通と右折交通の追突事故の危険性が高くなっているなど補助幹線道路としての機能が著しく損なわれている状況にある。

本件事業の完成により、自転車歩行車道を備えた2車線道路が整備されることから、安全で円滑な交通が確保されるものと認められる。

なお、本件事業の施行による生活環境に及ぼす影響について、本件事業は環境影響評価法（平成

9 年法律第 81 号) に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるが、起業者が任意に検討を行ったところ、環境基準等を満足していると判断されている。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は相当程度存すると認められる。

(2) 失われる利益

上記の調査等によると、本件区間内の土地には、文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）及び絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成 4 年法律第 75 号）により、起業者が保護のため特別の措置を講ずべき動植物及び文化財は見受けられない。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

(3) 事業計画の合理性

本件事業は、本路線の安全かつ円滑な交通の確保を目的とし、道路構造令（昭和 45 年政令第 320 号）第 3 種第 3 級の規格に基づき、現道拡幅及びバイパス方式により 2 車線の道路に改築する事業であり、本件事業の事業計画は、道路構造令等に定める規格に適合していると認められる。

また、本件区間のルートとしては右側拡幅から左側拡幅案（申請案）のほか、左側拡幅案及び右側拡幅案が検討されている。申請案と他の 2 案を比較すると、右側拡幅案より支障家屋は多くなるものの、墓地への影響が最も少ないこと、事業費が最も低廉であり経済性に優れていることなどから、社会的、技術的及び経済的な面を総合的に勘案すると、申請案が最も合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。

したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるので、法第 20 条第 3 号の要件を充足すると判断される。

4 法第 20 条第 4 号の要件への適合性

(1) 事業を早期に図る必要性

3 (1)で述べたように、現道は安全かつ円滑な交通が著しく阻害されている状況であることから、できるだけ早期にそのような状況の解消を図る必要があると認められる。

したがって、本件事業を早期に施行する必要性は高いと認められる。

(2) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、道路構造令の規格に基づき必要な範囲であると認められる。また、収用の範囲は、本件事業により恒久的に設置される施設の用に供する起業地の範囲にとどめられており、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。

第5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所 愛媛県宇和島市役所三間支所